富士宮信用金庫

FUJINOMIYA SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2026

資料編

資料編

財務諸表 …… 2
時価情報 …… 7
有価証券に関する指標 …… 8
資金調達・資金運用 …… 9
当金庫の自己資本の充実の状況等について …… 11
管理債権などの状況 …… 23
証券業務 …… 24
国際業務 …… 24
その他業務 …… 24

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則に定められたディスクロージャーの開示基準に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

1．金庫の概要および組織に関する事項
・事業の組織 …… 情報編 17
・理事・監事の氏名および役職名 …… 情報編 17
・会計監査人の名称 …… 情報編 17
・事務所の名称および所在地 …… 情報編 22

2．金庫の主要な業務の内容 …… 情報編 21

3．金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 …… 情報編 3、4
（2）直近の 5 事業年度における主要な事業の状況
・経常収益、経常利益、当期純利益 …… 情報編 4
・出資総額および出資総口数 …… 情報編 4
・純資産額、総資産額 …… 情報編 4
・預金積金残高、貸出金残高 …… 情報編 4
・有価証券残高 …… 情報編 4
・単体自己資本比率 …… 情報編 4
・出資に対する配当金 …… 情報編 4
・職員数 …… 情報編 4
（3）直近の 2 事業年度における事業の状況
①主要な業務の状況を示す指標
・業務粗利益および業務粗利益率 …… 6
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益および
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）…… 6
・総資産経常利益率、総資産当期純利益率 …… 6
・利鞘 …… 6
・資金運用収支の内訳 …… 6
・受取利息および支払利息の増減 …… 7
②預金に関する指標
・流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高 …… 9
・固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の
区分ごとの定期預金の残高 …… 9
③貸出金等に関する指標
・預貸率の期末値および期中平均値 …… 6
・手形貸付、証書貸付、当座貸越および
割引手形の平均残高 …… 9
・固定金利および変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 …… 9
・担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額 …… 9
・使途別の貸出金残高 …… 10
・業種別の貸出金残高および
貸出金の総額に占める割合 …… 10
④有価証券に関する指標
・預証率の期末値および期中平均値 …… 6
・有価証券の種類別の平均残高 …… 8
・有価証券の種類別の残存期間別の残高 …… 8

4．金庫の事業の運営に関する事項
・コンプライアンス態勢 …… 情報編 15
・リスク管理態勢 …… 情報編 16
・金融 ADR への取組み …… 情報編 15
・経営者保証に関する
ガイドラインへの取組状況 …… 情報編 14
・中小企業の経営改善および
地域の活性化のための取組状況 …… 情報編 14

5．金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況
（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 …… 2 ～ 5
（2）信用金庫法開示債権および
金融再生法開示債権の保全・引当状況 …… 23
（3）自己資本の充実の状況等について …… 11 ～ 22
・自己資本の構成に関する事項 …… 11
・自己資本の充実度に関する事項 …… 12、13
・信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー
および証券化エクスポージャーを除く）…… 13 ～ 19
・信用リスク削減手法に関する事項 …… 20
・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク
に関するリスク管理の方針および手続きの概要 …… 20
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 20
・オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 20
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 …… 21
・リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャー …… 21
・金利リスクに関する事項 …… 22
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価および評価損益
・有価証券 …… 7、8
・金銭の信託 …… 8
・規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引
（デリバティブ取引等）…… 8
（5）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 …… 23
（6）貸出金償却の額 …… 23
（7）金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書に
ついて会計監査人の監査を受けている場合はその旨 …… 3

6．報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況
に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの
・報酬体系について …… 5

財務諸表

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和6年度 令和7年3月31日	令和7年度 令和8年3月31日
（資産の部）		
現金	**5,079**	**2,483**
預け金	**112,001**	**109,909**
買入金銭債権	**61**	**32**
有価証券	**151,672**	**150,832**
国債	6,269	5,607
地方債	21,064	22,584
社債	92,962	94,389
株式	1,346	1,528
その他の証券	30,028	26,722
貸出金	**170,357**	**169,779**
割引手形	1,425	1,447
手形貸付	4,343	4,125
証書貸付	148,872	149,845
当座貸越	15,716	14,360
その他資産	**2,575**	**2,859**
未決済為替貸	97	86
信金中金出資金	1,945	1,945
前払費用	1	—
未収収益	468	612
未収還付法人税等	—	156
その他の資産	62	58
有形固定資産	**2,325**	**2,258**
建物	710	683
土地	1,446	1,445
その他の有形固定資産	169	129
無形固定資産	**42**	**47**
ソフトウェア	34	40
その他の無形固定資産	7	6
繰延税金資産	**355**	**358**
債務保証見返	**440**	**315**
貸倒引当金	**△2,897**	**△2,423**
（うち個別貸倒引当金）	（△2,661）	（△2,281）
資産の部合計	**442,014**	**436,455**

（単位：百万円）

科目	令和6年度 令和7年3月31日	令和7年度 令和8年3月31日
（負債の部）		
預金積金	**412,214**	**408,951**
当座預金	7,111	7,365
普通預金	188,262	190,915
貯蓄預金	4,325	4,116
定期預金	186,772	181,508
定期積金	20,587	19,571
その他の預金	5,155	5,474
その他負債	**843**	**916**
未決済為替借	134	124
未払費用	232	481
給付補塡備金	3	10
未払法人税等	181	1
前受収益	14	13
払戻未済金	11	12
払戻未済持分	4	5
職員預り金	122	124
資産除去債務	3	3
その他の負債	134	138
賞与引当金	**122**	**137**
退職給付引当金	**880**	**903**
役員退職慰労引当金	**69**	**87**
偶発損失引当金	**55**	**43**
睡眠預金払戻損失引当金	**16**	**21**
債務保証	**440**	**315**
負債の部合計	**414,644**	**411,375**
（純資産の部）		
出資金	**676**	**664**
普通出資金	676	664
利益剰余金	**36,749**	**37,254**
利益準備金	684	676
その他利益剰余金	36,064	36,577
特別積立金	35,300	35,700
当期未処分剰余金	764	877
処分未済持分	△0	—
会員勘定合計	**37,425**	**37,918**
その他有価証券評価差額金	△10,055	△12,839
評価・換算差額等合計	**△10,055**	**△12,839**
純資産の部合計	**27,370**	**25,079**
負債および純資産の部合計	**442,014**	**436,455**

損益計算書

（単位：千円）

科目	令和6年度 令和6年 4月 1日から 令和7年3月31日まで	令和7年度 令和7年 4月 1日から 令和8年3月31日まで
経常収益	**4,749,607**	**5,873,602**
資金運用収益	4,028,745	4,922,753
貸出金利息	2,348,964	2,747,264
預け金利息	385,233	512,751
有価証券利息配当金	1,259,517	1,619,699
その他の受入利息	35,031	43,038
役務取引等収益	426,595	470,799
受入為替手数料	204,279	197,557
その他の役務収益	222,316	273,241
その他業務収益	41,460	31,121
外国為替売買益	866	—
国債等債券償還益	148	577
その他の業務収益	40,446	30,544
その他経常収益	252,804	448,927
株式等売却益	246,914	444,068
その他の経常収益	5,890	4,859
経常費用	**4,068,049**	**5,346,517**
資金調達費用	275,402	830,677
預金利息	271,753	820,328
給付補填備金繰入額	2,511	9,615
借用金利息	519	113
その他の支払利息	617	620
役務取引等費用	331,788	350,035
支払為替手数料	56,314	61,322
その他の役務費用	275,474	288,712
その他業務費用	265,791	1,023,710
国債等債券償還損	197,008	953,010
その他の業務費用	68,783	70,700
経費	2,678,327	2,806,093
人件費	1,821,025	1,912,505
物件費	828,840	865,685
税金	28,461	27,901
その他経常費用	516,738	335,999
貸倒引当金繰入額	504,166	302,206
貸出金償却	60	—
株式等売却損	949	—
偶発損失引当金繰入額	5,698	18,415
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	5,863	15,377
経常利益	**681,558**	**527,085**

（単位：千円）

科目	令和6年度 令和6年 4月 1日から 令和7年3月31日まで	令和7年度 令和7年 4月 1日から 令和8年3月31日まで
特別損失	**320**	**8,941**
固定資産処分損	155	0
減損損失	164	8,941
税引前当期純利益	**681,238**	**518,143**
法人税、住民税および事業税	300,391	2,755
法人税等調整額	△3,865	△3,123
法人税等合計	**296,526**	**△367**
当期純利益	**384,711**	**518,510**
繰越金（当期首残高）	**379,578**	**359,151**
当期未処分剰余金	**764,289**	**877,661**

（注）1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額38円64銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、470,799千円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

（単位：円）

科目	令和6年度 令和6年 4月 1日から 令和7年3月31日まで	令和7年度 令和7年 4月 1日から 令和8年3月31日まで
当期未処分剰余金	**764,289,816**	**877,661,974**
積立金取崩額	**8,372,700**	**12,188,900**
利益準備金限度超過取崩額	**8,372,700**	**12,188,900**
剰余金処分額	**413,511,416**	**513,287,404**
普通出資に対する配当金	（年2%）13,511,416	（年2%）13,287,404
特別積立金	400,000,000	500,000,000
繰越金（当期末残高）	**359,151,100**	**376,563,470**

令和7年6月17日開催の第93期通常総代会および令和8年6月17日開催の第94期通常総代会で報告を行った令和6年度および令和7年度の貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人シドーの監査を受けております。

令和７年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和８年６月18日
富士宮信用金庫

理事長　伊藤　壽文

1. 貸借対照表の注記

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　19年～50年
その他　3年～20年

4．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当金規程に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和7年10月8日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率又は貸倒確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準規程に基づき、営業店および融資部が資産査定を実施し、当該部門等から独立した監査部（資産監査部門）が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

7．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8．役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

10．当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
令和7年3月31日現在　0.1089%

(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円および別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金21百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14．役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金取次手数料等の外国為替取次業務に基づくものがあります。為替業務およびその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15．消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16．投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上することとしております。

17．会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目のうち、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金　2,423百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18．理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額および金銭債務総額記載する事項はありません。

19．有形固定資産の減価償却累計額　3,183百万円

20．信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	3,057百万円
危険債権額	8,368百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	11,425百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた、銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,447百万円であります。

22．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	282百万円
担保資産に対応する債務	別段預金	145百万円

上記のほか、内国為替決済取引等の担保として、預け金6,010百万円を差し入れております。

23．出資1口当たりの純資産額　1,887円44銭

24．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、その他有価証券を保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、規程に沿い経営陣による審査会、定期的な関連部署による信用リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、融資部がリスク管理委員会へ報告し検討しております。
有価証券の発行体の信用リスクは、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

ア．金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスクに関する要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された市場リスク管理方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的に理事会に報告しております。

イ．為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的にモニタリングを行っております。

ウ．価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券・預け金等運用規程に従い行われております。
このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
保有している株式については、企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は企画部を通じ、理事会およびALM委員会において定期的に報告されております。

エ．デリバティブ取引
デリバティブ取引は行っておりません。

オ．市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品としては、「有価証券」のうち株式、投資信託があります。
当金庫では、これらの金融資産および金融負債の市場リスク量をバリュー・アット・リスク（VaR）により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。
当金庫のバリュー・アット・リスク（VaR）は分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値、相関考慮後）は、全体で9,553百万円です。
ただし、バリュー・アット・リスク（VaR）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25．金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　預け金（*1）	109,909	102,473	△7,436
(2)　買入金銭債権	32	32	△0
(3)　有価証券			
その他有価証券	150,832	150,832	－
(4)　貸出金（*1）	169,779		
貸倒引当金（*2）	△2,393		
	167,385	163,567	△3,817
金融資産計	428,160	416,905	△11,254
(1)　預金積金（*1）	408,951	409,384	432
金融負債計	408,951	409,384	432

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、直近1ヵ月以内に新規で預け入れた場合の金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2) 買入金銭債権
買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。
(3) 有価証券
株式、投資信託、出資金および債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、または公表された基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.と27.に記載しております。
(4) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①以外のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を令和8年3月31日を基準日とした過去3ヵ月の平均実効金利の利率で割り引いて算出した価額
金融負債
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、令和8年3月31日を基準日として過去3ヵ月の平均実効金利の利率を用いております。また、定期性預金満期経過分については、将来のキャッシュ・フローの見積もりが困難なため、帳簿価額としております。
(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。 (単位:百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	7
信金中央金庫出資金 (*1)	1,945
投資事業組合等出資金 (*2)	14
合　計	1,966

(*1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	18,000	45,312	11,000	23,000
買入金銭債権	17	15	–	–
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	5,288	53,455	56,923	6,914
貸出金 (*2)	25,830	55,914	31,896	40,490
合　計	49,135	154,696	99,819	70,404

(*1) 預け金の内流動性預け金は、含めておりません。
(*2) 貸出金の内延滞債権等将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権は、含めておりません。
(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	125,280	74,286	2	257
合　計	125,280	74,286	2	257

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」を含めております。27も同様であります。

その他有価証券 (単位:百万円)

	種　類	貸借対照表 計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	1,504	839	665
	債　券	–	–	–
	国　債	–	–	–
	地方債	–	–	–
	社　債	–	–	–
	その他	8,377	7,679	698
	小　計	9,882	8,518	1,363
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	16	17	△0
	債　券	122,581	134,405	△11,824
	国　債	5,607	7,516	△1,908
	地方債	22,584	24,881	△2,296
	社　債	94,389	102,008	△7,619
	その他	18,330	20,708	△2,378
	小　計	140,928	155,131	△14,203
合　計		150,810	163,650	△12,839

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	413	202	–
その他 (*)	6,103	385	△953
合　計	6,517	588	△953

(*) その他には投資事業組合等の純損益を当金庫の出資持分割合に応じて株式等売却益又は株式等売却損として計上した額は含めておりません。

28. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,879百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,681百万円となっております。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

賞与引当金	39百万円
貸倒引当金	469
役員退職慰労引当金	24
退職給付引当金	256
減価償却費	11
減損損失	43
偶発損失引当金	12
その他有価証券評価差額金	3,648
その他	54
繰延税金資産小計	4,561
評価性引当額	△4,202
繰延税金資産合計	359

繰延税金負債

その他	0百万円
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	358百万円

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権および契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	9百万円
契約負債	－百万円

報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬および賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法　b. 決定時期と支払時期
(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬額	118

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)
2. 上記の内訳は、「基本報酬」102百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。
「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和7年度において対象役員が報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経費の内訳

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
人件費	**1,821,025**	**1,912,505**
報酬給与手当	1,317,122	1,379,511
退職給付費用	150,238	167,794
その他	353,665	365,199
物件費	**828,840**	**865,685**
事務費	400,842	431,479
（うち旅費・交通費）	1,108	1,275
（うち通信費）	20,059	19,750
（うち事務機械賃借料）	2,226	1,563
（うち事務委託費）	291,895	316,527
固定資産費	144,546	160,757
（うち土地建物賃借料）	20,386	20,479
（うち保全管理費）	92,646	104,445
事業費	55,629	63,251
（うち広告宣伝費）	7,490	6,006
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	28,206	38,368
人事厚生費	25,725	26,012
減価償却費	144,986	126,044
その他	57,111	58,141
税金	**28,461**	**27,901**
合計	**2,678,327**	**2,806,093**

業務粗利益

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	**3,753,343**	**4,092,076**
資金運用収益	4,028,745	4,922,753
資金調達費用	275,402	830,677
役務取引等収支	**94,806**	**120,763**
役務取引等収益	426,595	470,799
役務取引等費用	331,788	350,035
その他の業務収支	**△224,331**	**△992,589**
その他業務収益	41,460	31,121
その他業務費用	265,791	1,023,710
業務粗利益	**3,623,819**	**3,220,250**
業務粗利益率	**0.83%**	**0.73%**

（注）1．業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
業務純益	1,071,096	527,182
実質業務純益	965,441	432,046
コア業務純益	1,162,301	1,384,479
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	1,162,301	1,238,865

（注）1．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産利益率

（単位：%）

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.15	0.11
総資産当期純利益率	0.08	0.11

（注）総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預貸率・預証率

（単位：%）

		令和6年度	令和7年度
預貸率	期末残高	41.32	41.51
	平均残高	41.25	41.99
預証率	期末残高	36.79	36.88
	平均残高	40.62	40.47

（注）1．預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$
預金量に対して貸出量がどの位あるかを示す比率です。

2．預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$
預金量に対する有価証券の保有割合を示す比率です。

総資金利鞘

（単位：%）

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	0.92	1.11
資金調達原価率	0.73	0.88
総資金利鞘	0.19	0.22

資金運用収支の内訳

（単位：平均残高百万円、利息千円、利回り%）

科目	平均残高		利息		利回り	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	**435,380**	**442,413**	**4,028,745**	**4,922,753**	**0.92**	**1.11**
うち貸出金	165,600	170,890	2,348,964	2,747,264	1.41	1.60
うち預け金	104,714	104,857	385,233	512,751	0.36	0.48
うち有価証券	163,043	164,673	1,259,517	1,619,699	0.77	0.98
資金調達勘定	**401,633**	**407,028**	**275,402**	**830,677**	**0.06**	**0.20**
うち預金・積金	401,364	406,887	274,265	829,944	0.06	0.20
うち借入金	145	16	519	113	0.35	0.66

（注）「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高（令和6年度224百万円、令和7年度229百万円）を、控除して表示しております。

受取・支払利息の分析

（単位：百万円）

科目	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	**57**	**250**	**308**	**66**	**827**	**894**
うち貸出金	△18	26	7	77	321	398
預け金	7	115	123	0	126	127
有価証券	42	134	177	12	347	360
支払利息	**0**	**213**	**214**	**3**	**551**	**555**
うち預金・積金	0	213	214	3	551	555
借入金	0	0	0	△50	50	△0

（注）残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で表示しております。

1店舗当たり預金残高・貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
預金	21,695	21,523
貸出金	8,966	8,935

職員1人当たり預金残高・貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
預金	1,616	1,591
貸出金	668	660

時価情報

❶ 有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券　該当する取引はありません。

2.満期保有目的の有価証券　該当する取引はありません。

3.その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超える有価証券	株式	1,103	600	503	1,504	839	665
	債券	889	888	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	57	57	0	—	—	—
	社債	832	831	0	—	—	—
	その他	5,537	4,920	617	8,377	7,679	698
	小計	**7,530**	**6,410**	**1,120**	**9,882**	**8,518**	**1,363**
貸借対照表計上額が取得原価を超えない有価証券	株式	235	251	△16	16	17	△0
	債券	119,407	126,919	△7,512	122,581	134,405	△11,824
	国債	6,269	7,509	△1,240	5,607	7,516	△1,908
	地方債	21,007	22,374	△1,366	22,584	24,881	△2,296
	社債	92,130	97,035	△4,905	94,389	102,008	△7,619
	その他	24,477	28,125	△3,647	18,330	20,708	△2,378
	小計	**144,120**	**155,296**	**△11,176**	**140,928**	**155,131**	**△14,203**
合計		**151,651**	**161,706**	**△10,055**	**150,810**	**163,650**	**△12,839**

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

4.子会社・関連会社株式で時価の有るもの　該当する取引はありません。

5.市場価格のない株式等および組合出資金

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	7	7
信金中央金庫出資金	1,945	1,945
投資事業組合等出資金	13	14
合計	**1,965**	**1,966**

（注）1. 非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

❷ 金銭の信託の時価情報

1.運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2.その他の金銭の信託

該当ありません。

❸ デリバティブ取引情報

金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引については該当ございません。

有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

令和６年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	198	—	755	5,316	—	**6,269**
地方債	1,068	1,859	2,411	3,129	12,292	302	—	**21,064**
社債	6,020	11,587	33,293	15,996	23,223	2,841	—	**92,962**
株式	—	—	—	—	—	—	1,346	**1,346**
外国証券	—	—	—	—	—	—	13,448	**13,448**
その他の証券	—	—	—	—	—	—	16,580	**16,580**

令和７年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	194	—	718	4,693	—	**5,607**
地方債	524	2,384	2,565	5,283	11,642	183	—	**22,584**
社債	4,763	15,649	32,660	10,029	29,249	2,036	—	**94,389**
株式	—	—	—	—	—	—	1,528	**1,528**
外国証券	—	—	—	—	—	—	14,354	**14,354**
その他の証券	—	—	—	—	—	—	12,367	**12,367**

有価証券科目別残高

平均残高

（単位：百万円・%）

	令和６年度		令和７年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	7,424	4.6	7,504	4.6
地方債	22,458	13.8	24,232	14.7
社債	99,456	61.0	100,860	61.2
株式	875	0.5	910	0.6
投資信託	19,070	11.7	16,540	10.0
外国証券	13,634	8.4	14,502	8.8
その他の証券	122	0.1	121	0.1
合計	**163,043**	**100.0**	**164,673**	**100.0**

資金調達・資金運用

預金科目別残高

平均残高

（単位：百万円・%）

科目	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	6,958	1.7	6,483	1.6
普通預金	184,253	45.9	187,615	46.1
貯蓄預金	4,402	1.1	4,220	1.0
その他預金	2,948	0.8	3,063	0.8
流動性預金	**198,563**	**49.5**	**201,383**	**49.5**
定期預金	182,616	45.5	185,899	45.7
定期積金	20,184	5.0	19,604	4.8
定期性預金	**202,801**	**50.5**	**205,503**	**50.5**
合計	**401,364**	**100.0**	**406,887**	**100.0**

（注）「その他預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

固定・変動金利定期預金、その他定期預金の残高

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	186,763	181,496
変動金利定期預金	8	11
その他	—	—
合計	**186,772**	**181,508**

預金者別預金残高

（単位：百万円・%）

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	303,686	73.7	303,819	74.3
法人	83,199	20.2	80,814	19.8
金融機関	32	0.0	31	0.0
公金	25,296	6.1	24,286	5.9
合計	**412,214**	**100.00**	**408,951**	**100.00**

財形貯蓄残高

（単位：百万円）

令和6年度	令和7年度
308	270

貸出金科目別残高

平均残高

（単位：百万円・%）

科目	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	1,729	1.0	1,350	0.8
手形貸付	3,142	1.9	4,052	2.4
証書貸付	147,336	89.0	151,363	88.6
当座貸越	13,391	8.1	14,123	8.2
合計	**165,600**	**100.0**	**170,890**	**100.0**

固定金利・変動金利貸出金残高

（単位：百万円）

種類	令和6年度	令和7年度
固定金利	68,978	67,217
変動金利	101,378	102,561
合計	**170,357**	**169,779**

貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	3,041	2,530
有価証券	37	54
動産	3	—
不動産	32,313	33,307
その他	15,989	12,644
計	**51,386**	**48,536**
信用保証協会・信用保険	45,312	44,783
保証	14,542	14,523
信用	59,116	61,935
合計	**170,357**	**169,779**

債務保証見返の担保内訳

（単位：百万円）

種類	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	18	4
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	120	75
その他	171	133
計	**311**	**213**
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	128	101
合計	**440**	**315**

使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

（単位：百万円・%）

使途	令和６年度		令和７年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	83,720	49.1	83,348	49.1
運転資金	86,636	50.9	86,430	50.9
合計	**170,357**	**100.0**	**169,779**	**100.0**

業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

（単位：百万円・%）

業種区分	令和６年度			令和７年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	306	27,855	16.4	291	27,578	16.2
農業、林業	45	1,182	0.7	47	1,203	0.7
漁業	5	39	0.0	4	39	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	5	264	0.2	5	230	0.1
建設業	597	11,600	6.8	591	10,618	6.3
電気・ガス・熱供給・水道業	12	181	0.1	12	161	0.1
情報通信業	5	58	0.0	7	145	0.1
運輸業、郵便業	73	6,516	3.8	70	6,465	3.8
卸売業、小売業	397	12,931	7.6	390	13,549	8.0
金融業、保険業	16	14,177	8.4	15	15,795	9.3
不動産業	288	23,675	13.9	287	21,860	12.9
物品賃貸業	5	233	0.1	4	232	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	93	2,410	1.4	85	2,842	1.7
宿泊業	18	1,255	0.7	19	1,222	0.7
飲食業	173	1,929	1.1	164	2,009	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	139	1,584	0.9	127	1,564	1.0
教育、学習支援業	30	699	0.4	27	686	0.4
医療、福祉	109	4,764	2.8	107	4,478	2.6
その他のサービス業	142	3,852	2.3	139	3,298	1.9
小計	**2,458**	**115,212**	**67.6**	**2,391**	**113,982**	**67.1**
地方公共団体	3	4,588	2.7	3	5,198	3.1
個人	8,809	50,556	29.7	8,569	50,598	29.8
合計	**11,270**	**170,357**	**100.0**	**10,963**	**169,779**	**100.0**

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

❶ 自己資本の構成に関する開示事項

1.自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、当金庫が積立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2.自己資本の構成状況

（単位：百万円）

項　目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,412	37,905
うち、出資金および資本剰余金の額	676	664
うち、利益剰余金の額	36,749	37,254
うち、外部流出予定額（△）	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	236	141
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	236	141
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	37,648	38,046
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	42	47
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	47
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	42	47
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	37,606	37,998
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	166,071	168,886
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,503	6,906
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	**172,574**	**175,793**
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	21.79%	21.61%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

❷ 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額※2	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	166,071	6,642	168,886	6,755
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※3	155,932	6,237	157,909	6,316
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	140	5	179	7
我が国の政府関係機関向け	2,372	94	2,326	93
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	23,981	959	24,482	979
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	2,361	94	2,964	118
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	60,276	2,411	60,981	2,439
特定貸付債権	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	11,127	445	11,381	455
トランザクター向け	198	7	206	8
不動産関連向け	36,977	1,479	37,439	1,497
自己居住用不動産等向け	13,434	537	12,511	500
賃貸用不動産向け	6,034	241	5,397	215
事業用不動産関連向け	17,369	694	19,344	773
その他不動産関連向け	138	5	186	7
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	6,429	257	5,884	235
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	658	26	629	25
取立未済手形	19	0	17	0
信用保証協会等による保証付	528	21	657	26
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	8,097	323	8,528	341
上記以外	5,322	212	5,400	216
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,052	82	2,052	82
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	889	35	897	35
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,380	95	2,450	98
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 短期STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 不良債権証券化適用分	—	—	—	—
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—

次ページに続く ▶

❷ 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額※2	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	10,139	405	10,977	439
ルック・スルー方式	10,139	405	10,977	439
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,503	260	6,906	276
BI	4,335		4,604	
BIC	520		552	
ハ．単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	172,574	6,902	175,793	7,031

（注）1．所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5．当金庫は、標準的計測手法かつＩＬＭを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6．単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

❸ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

1.リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、お客さまの倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの管理につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、および与信集中によるリスク抑制のための大口与信取引先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスクを把握、管理し、貸出資産の健全化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会といった経営陣に対する報告体制を整備しています。

貸倒引当金は「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査をうけるなど、適正な計上に努めています。

2.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円・%）

令和６年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	272,091	5,572	10	273,061
40%～70%	59,325	22,560	10	59,334
75%	16,411	7,056	11	13,959
80%	—	—	—	—
85%	28,657	5,855	14	25,742
90%～100%	17,399	4,264	11	16,563
105%～130%	14,737	—	—	14,620
150%	4,624	136	46	3,771
250%	8,097	—	—	8,097
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	**421,346**	**45,446**	**11**	**415,151**

（単位：百万円・%）

令和７年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	272,173	11,288	10	273,070
40%～70%	63,123	18,612	10	63,102
75%	16,627	6,501	10	13,530
80%	—	—	—	—
85%	25,970	4,921	14	23,473
90%～100%	17,184	3,006	12	16,699
105%～130%	16,711	—	—	16,519
150%	3,272	97	33	3,033
250%	6,560	—	—	6,560
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	**421,624**	**44,426**	**11**	**415,990**

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

3.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
製造業	175	353	177	208	353	562	—	—
農業、林業	—	11	11	1	11	13	—	—
漁業	8	8	△0	△1	8	7	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	38	42	3	△1	42	40	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	—	△1	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	126	130	3	△7	130	122	—	—
卸売業、小売業	858	780	△78	△555	780	225	0	—
金融業、保険業	26	22	△3	△22	22	—	—	—
不動産業	617	958	341	△3	958	955	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	13	12	△0	△0	12	12	—	—
宿泊業	2	2	△0	△0	2	2	—	—
飲食業	109	91	△18	△5	91	85	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	1	—	△1	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3	75	71	△5	75	69	—	—
その他のサービス業	87	90	2	27	90	117	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	49	78	28	△13	78	64	—	—
その他	2	2	△0	△0	2	2	—	—
合計	**2,123**	**2,661**	**537**	**△379**	**2,661**	**2,281**	**0**	**—**

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4.信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高〈業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
国内	433,514	433,472	175,424	174,646	127,760	134,605	—	—	12,638	11,438
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	433,514	433,472	175,424	174,646	127,760	134,605	—	—	12,638	11,438
製造業	51,587	54,172	28,974	28,567	22,080	25,163	—	—	2,324	2,230
農業、林業	1,399	1,456	1,399	1,456	—	—	—	—	97	95
漁業	59	57	59	57	—	—	—	—	13	12
鉱業、採石業、砂利採取業	298	261	298	261	—	—	—	—	—	13
建設業	14,863	13,900	14,863	13,900	—	—	—	—	1,441	1,198
電気・ガス・熱供給・水道業	16,674	16,747	264	220	16,391	16,491	—	—	17	13
情報通信業	2,032	2,639	73	155	1,899	2,399	—	—	—	—
運輸業・郵便業	11,726	13,328	6,667	6,691	4,899	6,478	—	—	707	690
卸売業・小売業	18,359	19,773	14,028	14,546	4,299	5,195	—	—	1,935	1,432
金融業・保険業	130,023	131,259	14,262	15,896	9,398	9,396	—	—	69	10
不動産業	35,276	33,629	24,958	23,010	10,318	10,618	—	—	3,193	2,821
物品賃貸業	271	267	271	267	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,809	3,237	2,809	3,237	—	—	—	—	104	129
宿泊業	1,293	1,302	1,293	1,302	—	—	—	—	249	246
飲食業	2,700	2,761	2,700	2,761	—	—	—	—	662	611
生活関連サービス業、娯楽業	2,610	2,632	2,610	2,632	—	—	—	—	107	97
教育、学習支援業	850	826	850	826	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	5,772	5,571	5,772	5,571	—	—	—	—	477	464
その他のサービス業	7,111	5,567	4,319	3,733	2,791	1,790	—	—	230	275
国・地方公共団体等	66,557	66,906	5,048	5,658	55,529	56,871	—	—	—	—
個人	43,857	43,856	43,857	43,856	—	—	—	—	1,004	1,094
その他	17,380	13,317	39	34	151	199	—	—	—	—
業種別合計	**433,514**	**433,472**	**175,424**	**174,646**	**127,760**	**134,605**	**—**	**—**	**12,638**	**11,438**
1年以下	168,143	60,496	128,729	24,122	7,252	5,519	—	—		
1年超3年以下	65,980	76,066	6,276	15,540	13,691	18,514	—	—		
3年超5年以下	48,871	60,609	11,570	23,037	37,301	37,571	—	—		
5年超7年以下	36,453	33,615	10,030	13,876	20,423	13,738	—	—		
7年超10年以下	45,846	66,527	11,216	22,358	29,629	41,168	—	—		
10年超	48,995	114,623	6,532	73,530	19,462	18,093	—	—		
期間の定めのないもの	19,224	16,234	1,067	2,179	—	—	—	—		
残存期間別合計	**433,514**	**433,472**	**175,424**	**174,646**	**127,760**	**134,605**	**—**	**—**		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、投資信託等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

23ページをご覧ください。

6.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	5,079	—	5,079	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	17,983	—	17,983	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,031	4,600	27,031	460	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,400	—	1,400	—	140	10
我が国の政府関係機関向け	23,481	—	23,481	—	2,372	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	118,302	—	118,302	—	23,981	20
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	10,206	—	10,206	—	2,361	23
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	111,246	9,978	106,718	1,271	60,276	56
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	24,287	29,495	21,189	1,148	11,127	50
トランザクター向け	—	22,337	—	679	198	29
不動産関連向け	61,899	38	60,509	38	36,977	61
自己居住用不動産等向け	35,374	—	35,046	—	13,434	38
賃貸用不動産向け	8,910	—	8,758	—	6,034	69
事業用不動産関連向け	17,381	38	16,472	38	17,369	105
その他不動産関連向け	232	—	231	—	138	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,375	361	5,126	61	6,429	124
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	914	—	907	—	658	73
取立未済手形	97	—	97	—	19	20
信用保証協会等による保証付	16,148	972	16,109	97	528	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	8,097	—	8,097	—	8,097	100
合計					**150,609**	

（注）1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

6.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	2,483	—	2,483	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	13,856	—	13,856	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	30,097	4,600	30,097	460	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,791	—	1,791	—	179	10
我が国の政府関係機関向け	23,611	—	23,611	—	2,326	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	120,812	—	120,812	—	24,482	20
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	13,218	—	13,218	—	2,964	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	112,870	7,835	109,004	1,006	60,981	55
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	25,563	30,950	22,017	1,231	11,381	49
トランザクター向け	—	22,660	—	683	206	30
不動産関連向け	63,145	—	62,371	—	37,439	60
自己居住用不動産等向け	35,467	—	35,141	—	12,511	36
賃貸用不動産向け	8,445	—	8,301	—	5,397	65
事業用不動産関連向け	18,916	—	18,617	—	19,344	104
その他不動産関連向け	315	—	311	—	186	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,013	182	4,740	44	5,884	123
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	876	—	871	—	629	72
取立未済手形	86	—	86	—	17	20
信用保証協会等による保証付	14,855	858	14,821	85	657	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,560	—	6,560	—	8,528	130
合計					**152,509**	

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

7.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和６年度															
現金	5,079	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府および中央銀行向け	17,983	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府および中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	27,491	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	1,400	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	1,850	19,535	–	2,095	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	115,098	–	3,204	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	7,002	–	3,204	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	300	–	28,427	–	–	–	–	–	–	–	–	40,050	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向けおよび個人向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	679	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	679	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	2,056	1,075	4,472	–	930	1	2,238	–	2,202	2,084	–	1,205	1
自己居住用不動産等向け	–	–	–	2,056	1,075	3,698	–	–	1	2,238	–	–	2,084	–	–	1
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	774	–	930	–	–	–	2,202	–	–	973	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	231	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権およびその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	50	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	97	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	10,956	5,289	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	63,361	26,525	–	147,774	1,075	7,677	–	930	1	2,238	–	2,881	42,184	–	1,205	1

（単位：百万円）

	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和６年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5,079
我が国の中央政府および中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	17,983
外国の中央政府および中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	27,491
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,400
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	23,481
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	118,302
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	10,206
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	1,902	–	26,166	–	–	11,143	–	–	–	–	–	–	–	–	107,990
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向けおよび個人向け	–	19,173	–	–	–	–	2,484	–	–	–	–	–	–	–	–	22,337
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	679
不動産関連向け	25,466	1,087	–	–	2,010	–	–	3,194	11,406	19	–	1,094	–	–	–	60,547
自己居住用不動産等向け	23,440	450	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	35,046
賃貸用不動産向け	–	637	–	–	–	–	–	3,194	–	–	–	42	–	–	–	8,758
事業用不動産関連向け	2,026	–	–	–	2,010	–	–	–	11,406	19	–	1,048	–	–	–	16,511
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	231
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権およびその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	2,370	–	–	–	–	2,767	–	–	–	5,187
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	907	–	–	–	–	–	–	–	–	907
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	97
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	16,246
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8,097	–	–	8,097
合計	25,466	22,164	–	26,166	2,010	–	16,906	3,194	11,406	19	–	3,861	8,097	–	–	415,151

7.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和７年度															
現金	2,483	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府および中央銀行向け	13,856	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府および中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	30,557	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	1,791	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	2,302	19,353	–	1,955	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	117,607	–	3,204	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	10,014	–	3,204	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	–	–	28,171	–	–	–	–	–	–	–	–	45,343	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向けおよび個人向け	–	–	–	10,975	–	–	–	–	–	–	–	279	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	404	–	–	–	–	–	–	–	279	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	19,126	1,083	4,033	–	1,072	–	1,695	–	2,222	1,758	–	1,216	–
自己居住用不動産等向け	–	–	–	19,126	1,083	2,947	–	–	–	1,695	–	2,222	1,758	–	–	–
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	1,086	–	1,072	–	–	–	–	–	–	904	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	311	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権およびその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	164	–	–	–	–	–	–	–	–	27	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	303	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	86	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	8,361	6,579	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合計	57,561	27,725	–	178,390	1,083	7,238	–	1,072	–	1,695	–	2,501	47,129	–	1,216	–

（単位：百万円）

	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和７年度															
現金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,483
我が国の中央政府および中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	13,856
外国の中央政府および中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	30,557
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,791
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	23,611
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	120,812
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	13,218
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	1,200	–	23,473	–	–	11,822	–	–	–	–	–	–	–	–	110,010
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向けおよび個人向け	–	11,730	–	–	–	–	262	–	–	–	–	–	–	–	–	23,248
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	683
不動産関連向け	10,559	598	–	–	1,940	–	–	2,112	14,394	12	–	545	–	–	–	62,371
自己居住用不動産等向け	8,491	39	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	35,141
賃貸用不動産向け	–	559	–	–	–	–	–	2,112	–	–	–	343	–	–	–	8,301
事業用不動産関連向け	2,068	–	–	–	1,940	–	–	–	14,394	12	–	201	–	–	–	18,617
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	311
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権およびその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	0	–	–	–	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	2,105	–	–	–	–	2,488	–	–	–	4,784
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	568	–	–	–	–	–	–	–	–	871
取立未済手形	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	86
信用保証協会等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	14,941
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6,560	–	–	6,560
合計	10,559	13,530	–	23,473	1,940	–	14,759	2,112	14,394	12	–	3,033	6,560	–	–	415,990

❹ 信用リスク削減手法に関する事項

1.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全処置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証人が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、信用保証協会保証・民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、「融資事務規程」および「しんきん共同センター」のシステム等により適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務規程」等により適切な取扱いに努めております。

2.信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保	保　証
	令和６年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	21,674	51,142
①ソブリン向け	—	—
②金融機関向け	—	—
③法人等向け	963	2,740
④中堅中小企業等向けおよび個人向け	19,850	26,695
⑤不動産関連向け	694	17,520
⑥延滞等向け	160	3,874
⑦自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4	312
⑧上記以外	—	—

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保	保　証
	令和７年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	21,520	49,960
①ソブリン向け	—	—
②金融機関向け	—	—
③法人等向け	697	1,693
④中堅中小企業等向けおよび個人向け	20,606	26,665
⑤不動産関連向け	37	17,521
⑥延滞等向け	179	3,776
⑦自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	303
⑧上記以外	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。

❺ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫における派生商品取引および長期決済期間取引は、該当ございません。

❻ 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

❼ オペレーショナル・リスクに関する事項

1.リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と考えております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、確実にリスクを認識し、評価しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に関しましては、「標準的計測手法」を採用しております。

また、これらのリスクに関しましては、それぞれの主管部署において協議検討するとともに必要に応じて、経営陣による理事会等に報告する態勢を整えております。

2.BIの算出方法

自己資本比率告示第305条にしたがい、金利要素、役務要素および金融取引要素を合計して算出しております。

3.ILMの算出方法

自己資本比率告示第306条第１項第３号に基づき、「1」を使用しております。

4.オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はございません。

5.オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

除外した特殊損失はございません。

❽ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1.銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、政策投資にあたる出資金等を当金庫が定める「有価証券預け金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計・ゴルフ会員権処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

2.貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

区　分	令和６年度		令和７年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	3,661	3,661	3,661	3,834
非上場株式等	1,966	1,966	1,966	1,967
合計	5,628	5,628	5,628	5,802

（注）1．「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。
2．「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

3.出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
売却益	246	444
売却損	0	—
償却	—	—

4.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
評価損益	538	720

5.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
評価損益	—	—

❾ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	33,019	30,407
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

⑩ 金利リスクに関する事項

1.リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、金利水準の変動により銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは収益が変動することによる影響を指しますが、当金庫においては定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢となっております。

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB）の計測はALM委員会等で協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めています。

2.金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）およびΔNII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
②流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。
③流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
④固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
⑤複数の通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提については、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルは使用していません。
⑧前事業年度末の開示から算定方法の前提に変動はありません。
⑨当期の重要性テスト（金利リスク（△EVE）／自己資本の額）の結果は、問題のない水準と判断しています。今後も収益性等を考慮しつつ、金利リスクの適切なコントロールに努めていきます。

IRRBB：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和7年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	8,004	9,510	136	199
2	下方パラレルシフト	0	0	△125	△104
3	スティープ化	7,165	8,292		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,004	9,510	136	199
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	37,998		37,606	

⑪ 用語解説

No	用　語	解　説
1	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。
2	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3	ALM	ALM（Asset Liability Management）は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
4	派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
5	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。

管理債権などの状況

❶ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a−c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和6年度	3,738	3,738	2,149	1,589	100.0%	100.0%
	令和7年度	3,057	3,057	2,011	1,045	100.0%	100.0%
危険債権	令和6年度	8,868	8,086	7,045	1,041	91.1%	57.1%
	令和7年度	8,368	7,636	6,660	975	91.2%	57.1%
要管理債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
小計（A）	令和6年度	**12,607**	**11,825**	**9,195**	**2,630**	**93.7%**	**77.0%**
	令和7年度	**11,425**	**10,694**	**8,672**	**2,021**	**93.5%**	**73.4%**
正常債権（B）	令和6年度	**158,287**					
	令和7年度	**158,785**					
総与信残高（A）＋（B）	令和6年度	**170,894**					
	令和7年度	**170,211**					

（注）1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

❷ 貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額 目的使用	当期減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金	令和6年度	341	236	—	341	236
	令和7年度	236	141	—	236	141
個別貸倒引当金	令和6年度	2,123	2,661	72	2,051	2,661
	令和7年度	2,661	2,281	776	1,884	2,281
合計	令和6年度	**2,465**	**2,897**	**72**	**2,393**	**2,897**
	令和7年度	**2,897**	**2,423**	**776**	**2,120**	**2,423**

〈解説〉
1. 引当金は毎期必要額を繰り入れする洗替え方式です。
2. 一般貸倒引当金は、自己査定結果に基づく債務者区分のうち、正常先債権と要注意先債権について、過去３年間の毀損額に基づき貸倒実績率を算出し、その実績率に基づき引当額を計上しております。
3. 個別貸倒引当金は、債務者区分が正常先債権、要注意先債権以外の債権について担保等により回収可能と見込まれる額を差し引き、残額のうち必要額を引当計上しております。

❸ 貸出金償却

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	0	—

証券業務

公共債引受額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
地方債	193	241

公共債窓販実績

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
国債	402	1,080

国際業務

外国為替取次高

（単位：千米ドル）

		令和6年度	令和7年度
貿易	輸出	953	830
	輸入	272	548
貿易外		337	489
合計		**1,563**	**1,868**

その他業務

代理貸付残高内訳

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
信金中央金庫	364	257
日本政策金融公庫	287	265
住宅金融支援機構	183	156
福祉医療機構	—	—
福祉医療機構(住金併貸)	6	4
商工組合中央金庫	—	—
合計	**842**	**684**

内国為替取扱実績

（単位：百万円）

項目		令和6年度	令和7年度
送金・振込	仕向為替	345,554	356,251
	被仕向為替	376,793	387,110
	計	**722,348**	**743,362**
代金取立	仕向為替	459	2
	被仕向為替	522	0
	計	**981**	**2**
合計		**722,349**	**743,364**

お客さま保護に向けた取組み

顧客保護等管理方針

わたしたち富士宮信用金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまの信頼確保に努めつつ、説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明およびリスク説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見やご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや、お客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を適切に行ってまいります。

※本方針において「お客さま」とは「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

サイバーセキュリティ取組方針

富士宮信用金庫は、サイバーセキュリティへの取組みが重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し対策を進めます。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

富士宮信用金庫では、経営理念である「地域の成長と前進を求め　みなさまと共に歩みます」の実践に向け、お客さま本位の業務運営を実現すべく、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定し、公表いたします。

「お客さま本位の業務運営」の取組状況を定期的に公表し、企業文化として定着するよう努めてまいります。

1.〈お客さまの最善の利益の追求〉
お客さまの投資目的、ライフプラン、資産状況を把握した上で、常にお客さまの最善の利益となる商品・サービスの提案に努めます。

2.〈利益相反の適切な管理〉
取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。

3.〈手数料等の明確化〉
お客さまに負担していただく手数料のほか、信託報酬など間接的にかかるものを含めて費用の詳細について、適切な資料に基づき、提供するサービスの内容とともに、お客さまにわかりやすくご説明します。

4.〈お客さまへの重要な情報の分かりやすい提供〉
金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの投資判断に必要な商品のリスクとリターンの関係やご案内する商品・サービスの選定理由等の重要な情報の提供を行うとともに、分かりやすい丁寧な説明に努めます。

5.〈お客さまにふさわしいサービスの提供〉
お客さまの金融知識や投資経験、購入等の目的、資産状況等を総合的に勘案して、お客さまのニーズにあった適切な金融商品をお客さまに理解していただける形で提案するよう努めます。

6.〈職員に対する適切な動機づけの枠組み〉
質の高い金融サービスを提供するため職員研修の充実に努め、お客さま本位の取組みを企業文化として定着させるよう、職員への教育の徹底に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども富士宮信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策への取組みについて

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策は、わが国および国際社会が取り組まなければならない喫緊の課題でありその重要性が高まっております。

当金庫はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策ポリシー」を制定しております。

また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策の態勢整備・強化のため「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策委員会」を設置し、当金庫の取引が犯罪に利用されないようルールの見直しや対策の実効性向上に努めております。

ご預金の契約時や、入出金、送金取引等の際、お取引き理由や資金源資についてお客さまにお尋ねしたり、各種確認書類の提示などをお願いすることがございますが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策の取組みの重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

● お客さま情報の定期的な確認についてのご協力のお願い

お客さまが金融犯罪に巻き込まれないように、また、早急なご連絡が必要な際の連絡先の把握等のために、当金庫では「お客さま情報に関する確認」を実施しております。

実施方法は、既にお取引いただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（生年月日、ご連絡先、ご職業、お取引目的等）を確認させていただく手続きをお願いするご案内のハガキを順次郵送させていただいております。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答方法は、QRコードによる回答のほか、お電話、お取引窓口でのお手続きも可能ですのでご不明な点がございましたら、お取引の営業店またはハガキ記載の連絡先までお問い合わせください。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策ポリシー

富士宮信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
当金庫におけるマネロン等対策の主管部は事務部とし、関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン等対策に取組みます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
また、特定したマネロン等のリスクを自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
新規取引開始時および顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁および資産凍結
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえて、継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客からの理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
(1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
(2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
⑤その他の方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】
富士宮信用金庫　業務部営業企画課
住　　所：〒418-8686　静岡県富士宮市元城町31-15
電話番号：0544-23-3117　FAX：0544-23-6222
Eメール：privacy@miyashin.co.jp

カスタマーハラスメントに対する基本方針

1.はじめに

当金庫は、経営理念に「地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます」を掲げ、地域のお客さまのニーズにお応えするため、日々の業務に取り組んでおります。

また、お客さまからお寄せいただくご意見・ご要望は、当金庫のサービスの改善等において、大変貴重な機会と考えております。

一方で、一部のお客さまの要求や言動の中には、役職員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、役職員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして著しく不当な行為は、役職員の就業環境を悪化させるだけでなく、お客さまにご満足いただけるサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねません。

役職員の安全な就業環境を確保することで、役職員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客さまとの関係をより良いものとすることにつながると考え、本基本方針を定めました。

※本基本方針では、当金庫で働く全ての人を「役職員」、当金庫の役職員が業務上応対する全ての人を「お客さま」として定義し、それぞれ使用しております。

2.カスタマーハラスメントの定義

お客さまから役職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、役職員の就業環境を害するものをカスタマーハラスメントと定義します。

3.カスタマーハラスメントに該当する行為

カスタマーハラスメントに該当する行為は、例えば、以下のとおりであると考えております。

当金庫は、カスタマーハラスメントに該当し得る行為が発生した場合、個々の事案に応じ、当該行為がカスタマーハラスメントに該当するかを検討し、適切に対応いたします。

(1)暴力・暴言など
- ①身体的な攻撃（暴力行為等）
- ②精神的な攻撃（暴言等）
- ③威圧的な言動
- ④差別的な言動

(2)過度または不当な要求
- ①サービスに瑕疵、過失が認められない事案に対する要求
- ②サービスとして提供していない内容の要求
- ③過度な金銭補償の要求
- ④過度な謝罪の要求

(3)その他ハラスメント行為・迷惑行為
- ①性的な言動
- ②土下座の要求
- ③執拗な言動
- ④長時間に渡る拘束
- ⑤役職員個人への攻撃や嫌がらせ
- ⑥その他不可能な行為や抽象的な行為の要求

4.カスタマーハラスメントへの対応

当金庫はカスタマーハラスメントに対して以下のとおり対応いたします。

(1)お客さまの行為がカスタマーハラスメントに該当すると当金庫が判断した場合には、毅然とした対応を取らせていただきます。

(2)悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察または弁護士などの外部機関・外部専門家と連携し対応させていただく場合がございます。

5.役職員への対応

当金庫は役職員に対し、以下の対応を実施いたします。

(1)カスタマーハラスメントの判断基準や対応方法について、教育を行います。

(2)カスタマーハラスメントの被害者に対しては必要な支援を行います。

当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本基本方針を遵守いたします。

お客さまにおかれましては、本基本方針に対するご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

令和8年3月

富士宮信用金庫